

第5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 用語の意義

改 正 後	改 正 前
第一 用語の意義	第一 用語の意義
.....
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6) <u>基本通達</u> 昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達」をいう。
(7)	(7) <u>連結基本通達</u> 平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達」をいう。
(8)	(8)
(9)	(9)
(10)	(10)
(11)	(11) <u>震災費用通達</u> 平成23年4月18日付課法2-3ほか2課共同「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）をいう。
(12)	(12) <u>災害</u> 東日本大震災をいう。

二 旧第 15 条《震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p align="center">第 15 条 《震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》関係</p> <p><u>(中間申告書の提出を要しない法人の還付請求)</u></p> <p>15-1 <u>事業年度開始の日以後 6 月の期間 (平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了するものに限る。)</u> について、<u>法人税法第 71 条第 1 項ただし書(中間申告)の規定により同条に規定する中間申告書の提出を要しないこととされている法人であっても、当該期間において生じた震災特例法第 15 条第 1 項に規定する繰戻対象震災損失金額について同項の規定による震災損失の繰戻しによる法人税の還付を請求することができることに留意する。</u></p> <p><u>(震災損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲)</u></p> <p>15-2 <u>震災特例法令第 16 条第 1 項に規定する「固定資産に準ずる繰延資産」とは、繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものをいうのであるから、次に掲げるような繰延資産が該当する。</u></p> <p>(1) <u>自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出した費用</u></p> <p>(2) <u>固定資産を賃借し又は使用するために支出した権利金、立退料その他の費用</u></p> <p>(3) <u>広告宣伝の用に供する固定資産を贈与したことにより生じた費用</u></p> <p>(註) <u>繰延資産を計上している法人がその繰延資産の対象となった固定資産の損壊等により復旧に要する費用を支出した場合において、その復旧に要する費用が支出時の損金として認められるときは、その支出した費用の額は震災特例法令第 16 条第 2 項に規定する損失の額 (以下 15-3 から 15-5 までにおいて「震災損失の額」という。) に該当することに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(震災損失の額に含まれる棚卸資産等の譲渡損)</u></p> <p>15-3 <u>棚卸資産又は固定資産の譲渡による損失の額は、震災損失の額には含まれないのであるが、災害のあった日を含む事業年度において、法人が、災害により著しく損傷したこれらの資産を譲渡したことにより生じた損失の額のうち被害を受けたことに起因する金額を震災損失の額に含めているときは、これを認める。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(災害損失特別勘定を設定した場合の震災損失の範囲)</u></p> <p>15-4 <u>震災費用通達の取扱いにより災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、震災損失の額に含めるものとする。</u></p> <p>④ <u>法人の平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する事業年度が 2 以上ある場合において、これらの事業年度のうち、災害損失特別勘定に繰り入れた事業年度後に終了する事業年度に修繕費用等の支出があるときの当該事業年度に係る震災損失の額の計算については、同通達の 7 の取扱いを準用する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(震災損失の額に含まれない費用の範囲)</u></p> <p>15-5 <u>震災損失の額には、けが人への見舞金、被災者への弔慰金等のように滅失又は損壊した資産に直接関連しない費用は含まれないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(繰戻対象震災損失金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付)</u></p> <p>15-6 <u>法人税法第 2 条第 37 号(定義)に規定する青色申告書を提出する法人(措置法第 66 条の 13 第 1 項各号(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人に限る。)が、震災特例法第 15 条第 1 項に規</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>定する震災欠損事業年度（同項に規定する中間期間を除く。）において、同項の規定の適用を受ける繰戻対象震災損失金額以外の欠損金額を有する場合には、当該欠損金額について法人税法第 80 条第 1 項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>（還付所得事業年度が 2 以上ある場合の繰戻し還付）</u></p> <p><u>15-7 震災特例法第 15 条の規定の適用に当たり、同条第 1 項に規定する還付所得事業年度が 2 以上ある場合、同項の繰戻対象震災損失金額をいずれの還付所得事業年度に配分するかは法人の計算によることに留意する。</u></p>
	<p><u>（欠損金の繰戻しによる還付に係る取扱いの準用）</u></p> <p><u>15-8 震災特例法第 15 条の規定による法人税額の還付（同条第 1 項に規定する仮決算の中間申告書に係る還付を含む。）の請求があった場合の還付金額の計算等については、基本通達 17-2-2 及び 17-2-3 に準じて取り扱うものとする。</u></p>

三 第 15 条（震災関連原状回復費用に係る損失の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 15 条（震災関連原状回復費用に係る損失の特例）関係</u></p> <p><u>（震災損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲）</u></p> <p><u>15-1 震災特例法令第 16 条第 1 項の「繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたもの」とは、次に掲げるような繰延資産が該当す</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る。</p> <p>(1) <u>自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出した費用</u></p> <p>(2) <u>固定資産を賃借し又は使用するために支出した権利金、立退料その他の費用</u></p> <p>(3) <u>広告宣伝の用に供する固定資産を贈与したことにより生じた費用</u></p>	

四 第 17 条の 2 ～ 第 18 条の 4 ((共通事項) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>特別償却対象資産の特別償却の計算等</u>)</p> <p>17 の 2～18 の 4(共)－1 震災特例法第 17 条の 2 から第 17 条の 2 の 3 まで、第 17 条の 5 から第 18 条の 2 まで及び第 18 条の 4 の規定に係る<u>減価償却資産</u>の特別償却の計算等については、措置法通達 42 の 5～48 (共)－1 から 42 の 5～48 (共)－5 までに準じて取り扱う。</p>	<p>(<u>特定設備等の特別償却の計算等</u>)</p> <p>17 の 2～18 の 4(共)－1 震災特例法第 17 条の 2 から第 17 条の 2 の 3 まで、第 17 条の 5、第 18 条、第 18 条の 2 及び第 18 条の 4 の規定に係る<u>特定設備等</u>の特別償却の計算等については、措置法通達 42 の 5～48 (共)－1 から 42 の 5～48 (共)－5 までに準じて取り扱う。</p>

五 第 17 条の 2 ((特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第 17 条の 2 ((<u>特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</u>) 関係)</p> <p>(<u>特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>17 の 2-1 法人が震災特例法第 17 条の 2 第 1 項 (同法第 25 条の 2 第 1 項を</p>	<p>第 17 条の 2 ((<u>復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</u>) 関係)</p> <p>(<u>減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>17 の 2-1 法人が震災特例法第 17 条の 2 第 1 項 (同法第 25 条の 2 第 1 項を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>む。以下 17 の 2-1 において同じ。) に規定する特定機械装置等を震災特例法第 17 条の 2 第 1 項に規定する特定復興産業集積区域内において同項に規定する産業集積事業又は建築物整備事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下 17 の 2-1 において「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった当該特定機械装置等に係る同条第 2 項(同法第 25 条の 2 第 2 項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>む。)の表の各号の第 4 欄に掲げる減価償却資産を当該各号の第 2 欄に掲げる区域内において当該各号の第 3 欄に掲げる事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下 17 の 2-1 において「供用年度」という。)後の事業年度において当該減価償却資産の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった減価償却資産に係る震災特例法第 17 条の 2 第 2 項(同法第 25 条の 2 第 2 項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>

六 第 17 条の 2 の 2 (企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 17 条の 2 の 2 (企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p>17 の 2 の 2-1</p>	<p>第 17 条の 2 の 2 (企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p>17 の 2 の 2-1</p>

七 第 17 条の 2 の 3 (避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p>	<p>(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p>

改 正 後	改 正 前
17 の 2 の 3-3 ……………	17 の 2 の 3-3 ……………

八 第 17 条の 3 ((特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第 17 条の 3 ((特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係)</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>17 の 3-2 震災特例法第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。</p> <p>(1) <u>補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額</u></p> <p>(2) <u>(1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した</u></p>	<p>第 17 条の 3 ((復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係)</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>17 の 3-2 震災特例法第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が法人税法第 2 条第 4 号に規定する外国法人である場合の同法第 138 条第 1 項第 1 号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) <u>雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者コース助成金、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</u></p> <p>(2) <u>法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人(以</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>場合において、その出向した使用人（以下17の3-2において「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下17の3-2において同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下17の3-2において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</p>	<p>下17の3-2において「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下17の3-2において同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下17の3-2において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</p>

九 第17条の3の2（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第17条の3の2（<u>企業立地促進区域等</u>において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>（<u>特定復興産業集積区域</u>において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）</p> <p>17の3の2-1 震災特例法第17条の3の2第1項の規定に係る適用期間（<u>同項の表の各号の第2欄に掲げる期間をいう。</u>）の意義等については、17の3-1及び17の3-2の取扱いを準用する。</p>	<p>第17条の3の2（<u>企業立地促進区域</u>において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>（<u>復興産業集積区域</u>において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）</p> <p>17の3の2-1 震災特例法第17条の3の2第1項の規定に係る適用期間の意義等については、17の3-1及び17の3-2の取扱いを準用する。</p>

十 第17条の3の3（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>特定復興産業集積区域</u>において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）</p>	<p>（<u>復興産業集積区域</u>において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）</p>

改 正 後	改 正 前
17の3の3-1	17の3の3-1

十一 第17条の5（特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第17条の5（<u>特定復興産業集積区域</u>における開発研究用資産の特別償却等）関係</p> <p>（中小企業者であるかどうかの判定）</p> <p>17の5-3の2 震災特例法第17条の5第1項の規定の適用上、法人が同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定は、開発研究用資産の取得等をした日及び同項に規定する開発研究の用に供した日の現況によるものとする。</p>	<p>第17条の5（<u>復興産業集積区域</u>における開発研究用資産の特別償却等）関係</p> <p>（中小企業者であるかどうかの判定）</p> <p>17の5-3の2 震災特例法第17条の5第1項の規定の適用上、法人が同項第2号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定は、開発研究用資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p>

十二 第18条（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第18条（<u>新産業創出等推進事業促進区域</u>における開発研究用資産の特別償却等）関係</p> <p>（<u>特定復興産業集積区域</u>における開発研究用資産の特別償却等制度に係る取扱いの準用）</p> <p>18-1 震災特例法第18条第1項の規定の適用に係る開発研究の意義等については、17の5-1から17の5-3まで及び17の5-4の取扱いを準用する。</p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

十三 第 18 条の 2 (被災代替資産等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 18 条の 2 (被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>(同一の用途の判定)</p> <p>18 の 2-1 震災特例法令第 18 条の 2 各号の「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。</p> <p>(1) 建物（その附属設備を含む。以下 18 の 2-7 までにおいて同じ。）にあつては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>⑥ 震災特例法令第 18 条の 2 第 1 号に規定する被災建物（以下 18 の 2-1 及び 18 の 2-3 において「被災建物」という。）又は当該被災建物に代わるものとして取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下 18 の 2-8 までにおいて同じ。）をした建物（以下 18 の 2-1 及び 18 の 2-3 において「被災代替建物」という。）が 2 以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、法人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>被災建物が用途の異なる 2 以上の建物である場合において、一の被災代替建物が 2 以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が 2 以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる 2 以</p>	<p style="text-align: center;">第 18 条 (被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>(同一の用途の判定)</p> <p>18-1 震災特例法令第 18 条第 1 項各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。</p> <p>(1) 建物（その附属設備を含む。以下 18-9 までにおいて同じ。）にあつては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) 車両及び運搬具にあつては、運送事業用、自家用の区分</p> <p>⑥ 震災特例法令第 18 条第 1 項第 1 号に規定する被災建物（以下 18-1 及び 18-3 において「被災建物」という。）又は当該被災建物に代わるものとして取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下 18-10 までにおいて同じ。）をした建物（以下 18-1 及び 18-3 において「被災代替建物」という。）が 2 以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、法人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>被災建物が用途の異なる 2 以上の建物である場合において、一の被災代替建物が 2 以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が 2 以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる 2 以</p>

改 正 後	改 正 前
<p>上の建物であるときも、同様とする。</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>18 の 2-2 震災特例法令第 18 条の 2 第 1 号に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号(面積、高さ等の算定方法)に規定する床面積によるものとする。</p> <p>(2 以上の被災代替建物を取得した場合の適用)</p> <p>18 の 2-3 ……………</p> <p>⑥ 法人が、2 以上の事業年度にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に震災特例法令第 18 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける事業年度の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の 1.5 倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌事業年度以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。</p> <p>(おおむね同程度以下の構築物の意義)</p> <p>18 の 2-4 震災特例法令第 18 条の 2 第 2 号の「おおむね同程度以下のもの」とは、法人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね 1.3 倍程度以下のものをいうものとする。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>18 の 2-5 法人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該法人の営む事業の</p>	<p>上の建物であるときも、同様とする。</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>18-2 震災特例法令第 18 条第 1 項第 1 号に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号(面積、高さ等の算定方法)に規定する床面積によるものとする。</p> <p>(2 以上の被災代替建物を取得した場合の適用)</p> <p>18-3 ……………</p> <p>⑥ 法人が、2 以上の事業年度にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に震災特例法令第 18 条第 1 項の規定の適用を受ける事業年度の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の 1.5 倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌事業年度以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。</p> <p>(おおむね同程度以下の構築物の意義)</p> <p>18-4 震災特例法令第 18 条第 1 項第 2 号に規定する「おおむね同程度以下のもの」とは、法人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね 1.3 倍程度以下のものをいうものとする。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>18-5 法人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該法人の営む事業の用に供</p>

改 正 後	改 正 前
<p>用に供したものとして震災特例法第 18 条の 2 の規定を適用する。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</p> <p><u>18 の 2-6</u> 震災特例法第 18 条の 2 第 1 項の「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</p> <p>④</p> <p>(付随区域)</p> <p><u>18 の 2-7</u> 震災特例法第 18 条の 2 第 1 項の「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのである</p>	<p>したものとして震災特例法第 18 条の規定を適用する。</p> <p><u>法人が、その取得等をした車両及び運搬具を自己の下請業者に貸与した場合において、当該車両及び運搬具が専ら当該法人のためにする商品、製品等の運送の用に供されるものであるときも、同様とする。</u></p> <p><u>(船舶の貸付けの意義)</u></p> <p><u>18-6</u> 震災特例法第 18 条第 1 項に規定する被災代替資産等には、いわゆる裸用船契約に基づく船舶の貸付けの用に供するものは含まれないが、いわゆる定期用船契約又は航海用船契約に基づく用船の用に供するものは含まれる。</p> <p><u>18-7</u> 削 除</p> <p>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</p> <p><u>18-8</u> 震災特例法第 18 条第 1 項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</p> <p>④</p> <p>(付随区域)</p> <p><u>18-9</u> 震災特例法第 18 条第 1 項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのである</p>

改 正 後	改 正 前
<p>るから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p><u>18 の 2-8</u> 震災特例法第 18 条の 2 第 1 項の規定の適用上、法人が同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定は、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p>	<p>から、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p><u>18-10</u> 震災特例法第 18 条第 1 項の規定の適用上、法人が同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定は、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p>

十四 旧第 18 条の 2 (被災者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 18 条の 2 (被災者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係</u></p> <p>(被災者向け優良賃貸住宅の範囲)</p> <p><u>18 の 2-1</u> 震災特例法第 18 条の 2 の規定の適用を受けることができる同条第 1 項に規定する被災者向け優良賃貸住宅 (以下 18 の 2-4 の 3 までにおいて「被災者向け優良賃貸住宅」という。) は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等については適用がないことに留意する。</p> <p>(適用要件の判定単位)</p> <p><u>18 の 2-1 の 2</u> 法人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項 柱書きに規定する各独立部分 (以下 18 の 2-4 の 2 までにおいて「各独立部</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>分」という。)の数が10又は4以上であるかどうか並びに同項第1号及び第2号に規定する要件を満たすかどうかは、同項に規定する共同住宅又は長屋(以下18の2-5までにおいて「共同住宅」という。)の1棟ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>また、同項第3号から第6号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>(共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い)</u></p> <p><u>18の2-2 法人の有する一の共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅とそれ以外のものがある場合には、当該共同住宅のうち当該被災者向け優良賃貸住宅に係る部分について震災特例法第18条の2第1項の規定の適用があることに留意する。この場合において、当該被災者向け優良賃貸住宅に係る特別償却限度額の基礎となる普通償却限度額(同項に規定する普通償却限度額をいう。以下18の2-2において同じ。)は、例えば、当該共同住宅に係る普通償却限度額に当該共同住宅の床面積に占める被災者向け優良賃貸住宅の床面積の割合を乗じて計算するなど合理的に算定するものとする。</u></p> <p><u>(各独立部分の範囲)</u></p> <p><u>18の2-3 各独立部分とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層(天井及び床)等によって他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居その他の用途に供することができるものをいう。</u></p> <p><u>したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>㉔ 外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用すべき廊下、階段、エレベーター等の共用部分のみを通過して外部と出入りすることができる構造となっているものは、独立した出入口を有するものに該当する。</u></p> <p><u>(各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合の取扱い)</u></p> <p><u>18 の 2-4 共同住宅の各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合において、その住宅以外の用に供されている部分の床面積が当該各独立部分の床面積の 10 分の 1 以下であるときは、当該各独立部分は被災者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(被災者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等)</u></p> <p><u>18 の 2-4 の 2 被災者向け優良賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が 10 以上（震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項括弧書に規定する「全てを満たすものでその床面積が 50 平方メートル以上のもの」が 4 以上ある場合には、4 以上。以下 18 の 2-4 の 2 において同じ。）である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が 10 以上であるかどうかは、震災特例法第 18 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける各事業年度終了の日（同項に規定する供用期間の末日を含む事業年度については、当該供用期間の末日）の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、当該各独立部分の数が 10 に満たないこととなった事業年度（震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項括弧書に規定する「全てを満たすものでその床面積が 50 平方メートル以上のもの」が 4 に満たないこととなったときは、4 に満たないこととなった事業年度）については、当該各独立部分の全てについて震災特例法第 18 条の 2 第 1 項の規定の適用がないことに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(特定都市再生建築物に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</u></p> <p><u>18の2-4の3 法人が、措置法第47条第3項に規定する特定都市再生建築物の全部又は一部を取得した場合において、当該法人の取得した部分に被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該被災者向け優良賃貸住宅部分については震災特例法第18条の2第1項の規定を適用し、それ以外の部分については措置法第47条第1項の規定を適用することができることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(資本的支出があったため取得価額基準を超えることとなったものについての不適用)</u></p> <p><u>18の2-5 震災特例法第18条の2第1項の規定の適用を受けている共同住宅について同項の規定の適用を受ける期間内に資本的支出がされたため、当該共同住宅の当初の取得価額に資本的支出の額を加算した金額から除却部分の取得価額を控除した金額が震災特例法令第18条の2第2項第2号に規定する金額を超えることとなった場合には、当該共同住宅は震災特例法第18条の2第1項の規定を適用することができないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(床面積の意義)</u></p> <p><u>18の2-6 震災特例法令第18条の2第2項に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>18の2-7 削 除</u></p>
(廃 止)	<p><u>(被災者向け優良賃貸住宅が公募要件を満たすことを明らかにする書類)</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>18の2-8 震災特例法令第18条の2第3項の規定により法人税の確定申告書等に添付することとされている震災特例法規則第6条の5第1号に規定する公募要件を満たすことを明らかにする書類は、別紙様式1（これに準ずる書類を含む。）による。</u></p> <p><u>(被災者向け優良賃貸住宅が適正家賃要件を満たすことを明らかにする書類)</u></p> <p><u>18の2-9 震災特例法令第18条の2第3項の規定により法人税の確定申告書等に添付することとされている震災特例法規則第6条の5第2号に規定する適正家賃要件を満たすことを明らかにする書類は、別紙様式2（これに準ずる書類を含む。）による。</u></p>

十五 第19条～第21条((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(平成23年3月11日前に取得をした土地等についての買換えの適用)</p> <p>19-1</p> <p>㊦ 震災特例法第19条第1項の表の第1号の上欄に規定する資産が平成23年3月11日前に取得されたかどうかの判定に当たり、当該資産が震災特例法令第19条第20項の規定により準用する措置法令<u>第39条の7第25項各号</u>に掲げる資産に該当する場合には、同項の規定によりいわゆる取得日の引継ぎが認められるのであるから留意する。</p>	<p>(平成23年3月11日前に取得をした土地等についての買換えの適用)</p> <p>19-1</p> <p>㊦ 震災特例法第19条第1項の表の第1号の上欄に規定する資産が平成23年3月11日前に取得されたかどうかの判定に当たり、当該資産が震災特例法令第19条第20項の規定により準用する措置法令<u>第39条の7第27項各号</u>に掲げる資産に該当する場合には、同項の規定によりいわゆる取得日の引継ぎが認められるのであるから留意する。</p>

十六 旧第 23 条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>第 23 条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）関係</p> <p>(連結中間申告書の提出を要しない連結親法人の還付請求)</p> <p>23-1 連結事業年度開始の日以後 6 月の期間(平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了するものに限る。)について、法人税法第 81 条の 19 第 1 項ただし書(連結中間申告)の規定により同条に規定する連結中間申告書の提出を要しないこととされている連結親法人であっても、当該期間において生じた震災特例法第 23 条第 1 項に規定する繰戻対象震災損失金額について同項の規定による震災損失の繰戻しによる法人税の還付を請求することができることに留意する。</p> <p>(震災損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲)</p> <p>23-2 震災特例法第 23 条第 1 項の棚卸資産等に係る震災特例法令第 16 条第 1 項に規定する「固定資産に準ずる繰延資産」とは、繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものをいうのであるから、次に掲げるような繰延資産が該当する。</p> <p>(1) 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出した費用</p> <p>(2) 固定資産を賃借し又は使用するために支出した権利金、立退料その他の費用</p> <p>(3) 広告宣伝の用に供する固定資産を贈与したことにより生じた費用</p> <p>(4) 繰延資産を計上している連結法人がその繰延資産の対象となった固定資産の損壊等により復旧に要する費用を支出した場合において、その復旧に要する費用が支出時の損金として認められるときは、その支出した費用の額は震</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>災特例法令第 21 条第 1 項に規定する損失の額（以下 23-3 から 23-5 までにおいて「震災損失の額」という。）に該当することに留意する。</u></p> <p><u>（震災損失の額に含まれる棚卸資産等の譲渡損）</u></p> <p><u>23-3 棚卸資産又は固定資産の譲渡による損失の額は、震災損失の額には含まれないのであるが、災害のあった日を含む連結事業年度において、連結法人が、災害により著しく損傷したこれらの資産を譲渡したことにより生じた損失の額のうち被害を受けたことに起因する金額を震災損失の額に含めているときは、これを認める。</u></p> <p><u>（災害損失特別勘定を設定した場合の震災損失の範囲）</u></p> <p><u>23-4 震災費用通達の取扱いにより災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、震災損失の額に含めるものとする。</u></p> <p><u>④ 連結法人の平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する連結事業年度が 2 以上ある場合において、これらの連結事業年度のうち、災害損失特別勘定に繰り入れた連結事業年度後に終了する連結事業年度に修繕費用等の支出があるときの当該連結事業年度に係る震災損失の額の計算については、同通達の 7 の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>（震災損失の額に含まれない費用の範囲）</u></p> <p><u>23-5 震災損失の額には、けが人への見舞金、被災者への弔慰金等のように滅失又は損壊した資産に直接関連しない費用は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>（繰戻対象震災損失金額と連結欠損金額がある場合の繰戻し還付）</u></p> <p><u>23-6 連結親法人（措置法第 68 条の 98 第 1 項各号（中小連結法人の欠損金等以</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用》に掲げる連結親法人に限る。)が、 震災特例法第 23 条第 1 項に規定する震災欠損連結事業年度(同項に規定する中間期間を除く。)において、同項の規定の適用を受ける繰戻対象震災損失金額以外の連結欠損金額を有する場合には、当該連結欠損金額について法人税法第 81 条の 31 第 1 項(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p><u>(還付所得連結事業年度が 2 以上ある場合の繰戻し還付)</u></p> <p><u>23-7 震災特例法第 23 条の規定の適用に当たり、同条第 1 項に規定する還付所得連結事業年度が 2 以上ある場合、同項の繰戻対象震災損失金額をいずれの還付所得連結事業年度に配分するかは連結親法人の計算によることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(連結欠損金の繰戻しによる還付に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>23-8 震災特例法第 23 条の規定による法人税額の還付(同条第 1 項に規定する仮決算の連結中間申告書に係る還付を含む。)の請求があった場合の還付金額の計算等については、連結基本通達 20-2-2 及び 20-2-3 に準じて取り扱うものとする。</u></p>

十七 第 25 条の 2～第 26 条の 4 ((共通事項) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却対象資産の特別償却の計算等)</p> <p>25 の 2～26 の 4(共) -1 震災特例法第 25 条の 2 から第 25 条の 2 の 3 まで、第 25 条の 5 から第 26 条の 2 まで及び第 26 条の 4 の規定に係る減価償却資産の特</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算等)</p> <p>25 の 2～26 の 4(共) -1 震災特例法第 25 条の 2 から第 25 条の 2 の 3 まで、第 25 条の 5、第 26 条、第 26 条の 2 及び第 26 条の 4 の規定に係る特定設備等の</p>

改 正 後	改 正 前
別償却の計算等については、連結措置法通達 68 の 10～68 の 36 (共) - 1 から 68 の 10～68 の 36 (共) - 5 までに準じて取り扱う。	特別償却の計算等については、連結措置法通達 68 の 10～68 の 36 (共) - 1 から 68 の 10～68 の 36 (共) - 5 までに準じて取り扱う。

十八 第 25 条の 2 (連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 25 条の 2 (連結法人が<u>特定復興産業集積区域</u>において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(<u>特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>25 の 2-1 連結法人が震災特例法第 25 条の 2 第 1 項(同法第 17 条の 2 第 1 項を含む。以下 25 の 2-1 において同じ。)に規定する<u>特定機械装置等を震災特例法第 25 条の 2 第 1 項に規定する特定復興産業集積区域内において同項に規定する産業集積事業又は建築物整備事業の用に供した日を含む連結事業年度</u>(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 25 の 2-1 において「<u>供用年度</u>」という。)後の連結事業年度において<u>当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった当該特定機械装置等に係る同条第 2 項(同法第 17 条の 2 第 2 項を含む。)</u>に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>第 25 条の 2 (連結法人が<u>復興産業集積区域等</u>において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(<u>減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>25 の 2-1 連結法人が震災特例法第 25 条の 2 第 1 項(同法第 17 条の 2 第 1 項を含む。)の表の各号の第 4 欄に掲げる減価償却資産を当該各号の第 2 欄に掲げる区域内において<u>当該各号の第 3 欄に掲げる事業の用に供した日を含む連結事業年度</u>(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 25 の 2-1 において「<u>供用年度</u>」という。)後の連結事業年度において<u>当該減価償却資産の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった減価償却資産に係る震災特例法第 25 条の 2 第 2 項(同法第 17 条の 2 第 2 項を含む。)</u>に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>

十九 第 25 条の 2 の 2 (連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
第 25 条の 2 の 2 (連結法人が <u>企業立地促進区域等</u> において機械等を取得した場	第 25 条の 2 の 2 (連結法人が <u>企業立地促進区域</u> において機械等を取得した場合

改 正 後	改 正 前
合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 (連結法人が <u>特定復興産業集積区域</u> において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用) 25 の 2 の 2-1 ……………	の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 (連結法人が <u>復興産業集積区域等</u> において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用) 25 の 2 の 2-1 ……………

二十 第 25 条の 2 の 3 (連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(連結法人が <u>特定復興産業集積区域</u> において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用) 25 の 2 の 3-3 ……………	(連結法人が <u>復興産業集積区域等</u> において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用) 25 の 2 の 3-3 ……………

二十一 第 25 条の 3 (連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
第 25 条の 3 (連結法人が <u>特定復興産業集積区域</u> において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係 (他の者から支払を受ける金額の範囲) 25 の 3-2 震災特例法第 25 条の 3 第 1 項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。	第 25 条の 3 (連結法人が <u>復興産業集積区域</u> において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係 (他の者から支払を受ける金額の範囲) 25 の 3-2 震災特例法第 25 条の 3 第 1 項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者(当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける連結法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額</u></p> <p>(2) <u>(1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の補助金等の交付額で、連結法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下 25 の 3 - 2 において「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている連結法人をいう。以下 25 の 3 - 2 において同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下 25 の 3 - 2 において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</u></p>	<p>(1) <u>雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者コース助成金、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</u></p> <p>(2) <u>連結法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下 25 の 3 - 2 において「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている連結法人をいう。以下 25 の 3 - 2 において同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下 25 の 3 - 2 において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</u></p>

二十二 第 25 条の 3 の 2（連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 25 条の 3 の 2（<u>連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除</u>）関係</p> <p>（<u>連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人</u></p>	<p>第 25 条の 3 の 2（<u>連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除</u>）関係</p> <p>（<u>連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p>25 の 3 の 2-1 震災特例法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定に係る適用期間(同項の表の各号の第 2 欄に掲げる期間をいう。)の意義等については、25 の 3-1 及び 25 の 3-2 の取扱いを準用する。</p>	<p>の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p>25 の 3 の 2-1 震災特例法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定に係る適用期間の意義等については、25 の 3-1 及び 25 の 3-2 の取扱いを準用する。</p>

二十三 第 25 条の 3 の 3 (連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 25 条の 3 の 3 (連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p>25 の 3 の 3-1</p>	<p>第 25 条の 3 の 3 (連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p>25 の 3 の 3-1</p>

二十四 第 25 条の 5 (特定復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 25 条の 5 (特定復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等) 関係</p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>25 の 5-3 の 2 震災特例法第 25 条の 5 第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定は、開発研究用資産の取得</p>	<p>第 25 条の 5 (復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等) 関係</p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>25 の 5-3 の 2 震災特例法第 25 条の 5 第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項第 2 号に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定は、開発研究用資産</p>

改 正 後	改 正 前
等をした日及び <u>同項に規定する開発研究</u> の用に供した日の現況によるものとする。	の取得等をした日及び <u>事業</u> の用に供した日の現況によるものとする。

二十五 第 26 条（新産業創出等推進事業促進区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 26 条</u>（<u>新産業創出等推進事業促進区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等</u>）関係</p> <p>（<u>特定復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等制度に係る取扱いの準用</u>）</p> <p><u>26-1</u> <u>震災特例法第 26 条第 1 項の規定の適用に係る開発研究の意義等については、25 の 5-1 から 25 の 5-3 まで及び 25 の 5-4 の取扱いを準用する。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

二十六 第 26 条の 2（連結法人の被災代替資産等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 26 条の 2</u>（<u>連結法人の被災代替資産等の特別償却</u>）関係</p> <p>（同一の用途の判定）</p> <p><u>26 の 2-1</u> <u>震災特例法令第 23 条の 2 各号の「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。</u></p> <p>(1) 建物（その附属設備を含む。以下 <u>26 の 2-7</u> までにおいて同じ。）にあっ</p>	<p><u>第 26 条</u>（<u>連結法人の被災代替資産等の特別償却</u>）関係</p> <p>（同一の用途の判定）</p> <p><u>26-1</u> <u>震災特例法令第 23 条第 1 項各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。</u></p> <p>(1) 建物（その附属設備を含む。以下 <u>26-9</u> までにおいて同じ。）にあっては、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>② 震災特例法令第 23 条の 2 第 1 号に規定する被災建物（以下 26 の 2-1 及び 26 の 2-3 において「被災建物」という。）又は当該被災建物に代わるものとして取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下 26 の 2-8 までにおいて同じ。）をした建物（以下 26 の 2-1 及び 26 の 2-3 において「被災代替建物」という。）が 2 以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、連結法人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>被災建物が用途の異なる 2 以上の建物である場合において、一の被災代替建物が 2 以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が 2 以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる 2 以上の建物であるときも、同様とする。</p> <p>（床面積の意義）</p> <p><u>26 の 2-2</u> 震災特例法令第 23 条の 2 第 1 号に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号（面積、高さ等の算定方法）に規定する床面積によるものとする。</p> <p>（2 以上の被災代替建物を取得した場合の適用）</p>	<p>住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p><u>(5) 車両及び運搬具にあつては、運送事業用、自家用の区分</u></p> <p>② 震災特例法令第 23 条第 1 項第 1 号に規定する被災建物（以下 26-1 及び 26-3 において「被災建物」という。）又は当該被災建物に代わるものとして取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下 26-10 までにおいて同じ。）をした建物（以下 26-1 及び 26-3 において「被災代替建物」という。）が 2 以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、連結法人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>被災建物が用途の異なる 2 以上の建物である場合において、一の被災代替建物が 2 以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が 2 以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる 2 以上の建物であるときも、同様とする。</p> <p>（床面積の意義）</p> <p><u>26-2</u> 震災特例法令第 23 条第 1 項第 1 号に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号（面積、高さ等の算定方法）に規定する床面積によるものとする。</p> <p>（2 以上の被災代替建物を取得した場合の適用）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>26の2-3</u> ……………</p> <p>㊦ 連結法人が、2以上の連結事業年度にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に<u>震災特例法第26条の2第1項</u>の規定の適用を受ける連結事業年度の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌連結事業年度以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。</p> <p>(おおむね同程度以下の構築物の意義)</p> <p><u>26の2-4</u> 震災特例法令第23条の2第2号の「おおむね同程度以下のもの」とは、連結法人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のものをいうものとする。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>26の2-5</u> 連結法人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該連結法人の営む事業の用に供したものと<u>して震災特例法第26条の2の規定を適用する。</u></p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>26-3</u> ……………</p> <p>㊦ 連結法人が、2以上の連結事業年度にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に<u>震災特例法第26条第1項</u>の規定の適用を受ける連結事業年度の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌連結事業年度以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。</p> <p>(おおむね同程度以下の構築物の意義)</p> <p><u>26-4</u> 震災特例法令第23条第1項第2号に規定する「おおむね同程度以下のもの」とは、連結法人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のものをいうものとする。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>26-5</u> 連結法人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該連結法人の営む事業の用に供したものと<u>して震災特例法第26条の規定を適用する。</u></p> <p><u>連結法人が、その取得等をした車両及び運搬具を自己の下請業者に貸与した場合において、当該車両及び運搬具が専ら当該連結法人のためにする商品、製品等の運送の用に供されるものであるときも、同様とする。</u></p> <p>(船舶の貸付けの意義)</p> <p><u>26-6</u> <u>震災特例法第26条第1項に規定する被災代替資産等には、いわゆる裸用船契約に基づく船舶の貸付けの用に供するものは含まれないが、いわゆる定期</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</p> <p><u>26 の 2-6</u> 震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の「<u>第 18 条の 2 第 1 項</u>に規定する被災区域」に係る「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</p> <p>(注)</p> <p>(付随区域)</p> <p><u>26 の 2-7</u> 震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。</p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p><u>26 の 2-8</u> 震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p>	<p><u>用船契約又は航海用船契約に基づく用船の用に供するものは含まれる。</u></p> <p><u>26-7</u> 削 除</p> <p>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</p> <p><u>26-8</u> 震災特例法第 26 条第 1 項の「<u>第 18 条第 1 項</u>に規定する被災区域」に係る「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</p> <p>(注)</p> <p>(付随区域)</p> <p><u>26-9</u> 震災特例法第 26 条第 1 項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。</p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p><u>26-10</u> 震災特例法第 26 条第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p>

二十七 旧第 26 条の 2 (連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 26 条の 2 (連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係</u></p>
(廃 止)	<p><u>(被災者向け優良賃貸住宅の範囲)</u></p>
	<p><u>26 の 2-1 震災特例法第 26 条の 2 の規定の適用を受けることができる震災特例法第 18 条の 2 第 1 項に規定する被災者向け優良賃貸住宅 (以下 26 の 2-4 の 3 までにおいて「被災者向け優良賃貸住宅」という。) は、震災特例法第 26 条の 2 第 1 項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等については適用がないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(適用要件の判定単位)</u></p>
	<p><u>26 の 2-1 の 2 連結法人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項柱書きに規定する各独立部分 (以下 26 の 2-4 の 2 までにおいて「各独立部分」という。) の数が 10 又は 4 以上であるかどうか並びに同項第 1 号及び第 2 号に規定する要件を満たすかどうかは、同項に規定する共同住宅又は長屋 (以下 26 の 2-5 までにおいて「共同住宅」という。) の 1 棟ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>また、同項第 3 号から第 6 号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>26 の 2-2</u> 連結法人の有する一の共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅とそれ以外のものがある場合には、当該共同住宅のうち当該被災者向け優良賃貸住宅に係る部分について震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定の適用があることに留意する。この場合において、当該被災者向け優良賃貸住宅に係る特別償却限度額の基礎となる普通償却限度額（同項に規定する普通償却限度額をいう。以下 26 の 2-2 において同じ。）は、例えば、当該共同住宅に係る普通償却限度額に当該共同住宅の床面積に占める被災者向け優良賃貸住宅の床面積の割合を乗じて計算するなど合理的に算定するものとする。</p> <p><u>(各独立部分の範囲)</u></p> <p><u>26 の 2-3</u> 各独立部分とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層（天井及び床）等によって他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居その他の用途に供することができるものをいう。したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。</p> <p>④ 外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用すべき廊下、階段、エレベーター等の共用部分のみを通過して外部と出入りすることができる構造となっているものは、独立した出入口を有するものに該当する。</p> <p><u>(各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合の取扱い)</u></p> <p><u>26 の 2-4</u> 共同住宅の各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合において、その住宅以外の用に供されている部分の床面積が当該各独立部分の床面積の 10 分の 1 以下であるときは、当該各独立部分は被災者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。</p>
<p>(廃止)</p>	

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(被災者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等)</u></p> <p><u>26 の 2-4 の 2 被災者向け優良賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が 10 以上（震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定に係る震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項括弧書に規定する「全てを満たすものでその床面積が 50 平方メートル以上のもの」が 4 以上ある場合には、4 以上。以下 26 の 2-4 の 2 において同じ。）である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が 10 以上であるかどうかは、震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける各連結事業年度終了の日（同項に規定する供用期間の末日を含む連結事業年度については、当該供用期間の末日）の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、当該各独立部分の数が 10 に満たないこととなった連結事業年度（震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定に係る震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項括弧書に規定する「全てを満たすものでその床面積が 50 平方メートル以上のもの」が 4 に満たないこととなったときは、4 に満たないこととなった連結事業年度）については、当該各独立部分の全てについて震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定の適用がないことに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(特定都市再生建築物に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</u></p> <p><u>26 の 2-4 の 3 連結法人が、措置法第 68 条の 35 第 3 項に規定する特定都市再生建築物の全部又は一部を取得した場合において、当該連結法人の取得した部分に被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該被災者向け優良賃貸住宅部分については震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定を適用し、それ以外の部分については措置法第 68 条の 35 第 1 項の規定を適用するこ</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>とができることに留意する。</u></p> <p><u>(資本的支出があったため取得価額基準を超えることとなったものについての不適用)</u></p> <p><u>26の2-5 震災特例法第26条の2第1項の規定の適用を受けている共同住宅について同項の規定の適用を受ける期間内に資本的支出がされたため、当該共同住宅の当初の取得価額に資本的支出の額を加算した金額から除却部分の取得価額を控除した金額が震災特例法令第18条の2第2項第2号に規定する金額を超えることとなった場合には、当該共同住宅は震災特例法第26条の2第1項の規定を適用することができないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(床面積の意義)</u></p> <p><u>26の2-6 震災特例法令第18条の2第2項に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>26の2-7 削 除</u></p>
(廃 止)	<p><u>(被災者向け優良賃貸住宅が公募要件を満たすことを明らかにする書類)</u></p> <p><u>26の2-8 震災特例法令第23条の2の規定により法人税の連結確定申告書等に添付することとされている震災特例法規則第9条の5に係る震災特例法規則第6条の5第1号に規定する公募要件を満たすことを明らかにする書類は、別紙様式1（これに準ずる書類を含む。）による。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(被災者向け優良賃貸住宅が適正家賃要件を満たすことを明らかにする書類)</u></p> <p><u>26の2-9 震災特例法令第23条の2の規定により法人税の連結確定申告書等に</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>添付することとされている震災特例法規則第9条の5に係る震災特例法規則第6条の5第2号に規定する適正家賃要件を満たすことを明らかにする書類は、別紙様式2（これに準ずる書類を含む。）による。</u>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;">被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を満たすことを明らかにする明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸が同項第5号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に記載します。</p> <p>なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。</p> <p>2 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。</p> <p>3 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。</p> <p>4 「公募の対象とした独立部分3」には、公募の対象とした被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。</p> <p>5 「公募の方法4」には、その独立部分について行った公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及びその独立部分の床面積が50㎡未満の場合にあっては単身者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）を、例えば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。</p> <p>6 「公募を実施した地域6」には、その共同住宅又は長屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県内全域」などのように具体的に記載します。</p> <p>7 「応募者の範囲8」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。</p> <p>8 「賃借人の選定方法9」には、賃借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日本大震災の被災者を優先して賃貸」や「単身者に優先して賃貸」などのように具体的に記載します。</p> <p>9 「備考」欄には、上記7による記載事項のほか、1回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）に記載します。</p>

改正後

(廃止)

改正前

別紙様式2

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名 ()

賃貸した資産の明細	共同住宅又は長屋の所在地、建物番号・名称	1							
	共同住宅又は長屋の全体の戸数	2							
適正家賃要件を満たす事実の明細	被災者向け優良賃貸住宅に備える部屋番号	国土交通大臣が定める方法によって算定された額	各独立部分ごとの家賃の額	被災者向け優良賃貸住宅に備える部屋番号	国土交通大臣が定める方法によって算定された額	各独立部分ごとの家賃の額	被災者向け優良賃貸住宅に備える部屋番号	国土交通大臣が定める方法によって算定された額	各独立部分ごとの家賃の額
	3	4	5	3	4	5	3	4	5
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	号室	円	円
	備考								

改 正 後

(廃止)

改 正 前

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法 によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

- 1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の家賃に係る家賃の額が同項第6号に規定する国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えない旨を明らかにする場合に記載します。
- なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- 3 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- 4 「適正家賃要件を満たす事実の明細」の各欄は、各独立部分のうち、その家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないものについて、次により記載します。
- (1) 「被災者向け賃貸住宅に係る部屋番号3」には、被災者向けに賃貸する各独立部分の部屋番号を記載します。
- (2) 「国土交通大臣が定める方法によって算定された額4」には、被災者向けに賃貸する各独立部分ごとに、次により算出した金額を記載します。
- i 共同住宅又は長屋の建設に要する費用（当該費用につき国又は地方公共団体の補助を受けた場合にあっては、当該補助に係る費用を除きます。以下「建設費」といいます。）を期間35年、利率年5%で毎

- 年元利均等に償却するものとして算出した額（以下「償却費」といいます。）、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補填するための引当金（以下「引当金」といいます。並びに公租公課を合計した額に12分の1を乗じた金額を算出します。
- この場合の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、引当金及び公租公課は、それぞれ次の金額となります。
- イ 償却費…建設費に6.056%を乗じた額
- ロ 修繕費…建設費に1.2%を乗じた額
- ハ 管理事務費…建設費に0.48%を乗じた額
- ニ 損害保険料…建設費に0.023%を乗じた額
- ホ 地代に相当する額…共同住宅又は長屋の敷地の用に供する土地の時価に2%を乗じた額
- ヘ 引当金…イからホまで及びトにより算出した額の合計額に2%を乗じた額
- ト 公租公課…共同住宅若しくは長屋又はその敷地に対する公租公課の額
- ※1 建設費からは、被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たさない部分に要する費用を除きます。具体的には、次の算式により計算を行います。
- $$\text{建設費} = \frac{\text{建設に要した費用総額} \times \text{被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たす部分の床面積の合計}}{\text{共同住宅又は長屋の延べ床面積}}$$
- ii iで算出した金額を各独立部分の床面積（専用面積）であん分し、各独立部分ごとの家賃上限額を算出します。
- ※2 適正家賃の計算については、国土交通省ホームページ内「被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度について」の「3.要件(8)家賃額が適正なものであること」をご覧ください（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000008.html）。
- (3) 「各独立部分ごとの家賃の額5」には、その賃貸に係る家賃の額を記載します。

二十九 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正前の震災特例法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号。以下「改正法」という。)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第125号)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年財務省令第27号)をいう。)による改正前の震災特例法、震災特例法令及び震災特例法規則の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(2)…他の者から支払を受ける金額の範囲に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の17の3-2及び25の3-2の取扱いは、法人の事業年度又は連結法人の連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が令和3年4月1日以後に開始する場合の改正法による改正後の震災特例法第17条の3第1項又は第25条の3第1項に規定する適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額から控除する金額について適用し、法人の事業年度又は連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した場合の改正法による改正前の震災特例法第17条の3第1項又は第25条の3第1項に規定する適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入した給与等の支給額から控除する金額については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>